

平成29年2月22日

平成29年 第2回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成29年第2回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成29年2月22日（水曜日）午後2時00分～午後3時08分

2. 場 所 東大和市中心公民館301学習室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 武 石 修一郎

4番 藤 宮 志津子

5番 新 藤 久 典

4. 欠席委員 3番 岩 田 圭 子

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦 社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長 岡 田 博 史 学校教育課長 岩 本 尚 史

建築課長兼
教育施設担当 中 橋 健 給食課長 齋 藤 謙二郎

副参事
統括指導主事 小 板 橋 悦 子 社会教育課長 村 上 敏 彰

中央公民館長 尾 又 恵 子 中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶務係長 福 嶌 まゆ美 主 事 古 川 敦 子

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 2 号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 5 第 3 号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則
- 第 6 第 4 号議案 東大和市学校給食センター処務規則
- 第 7 第 5 号議案 平成 29 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 29 年度東大和市学校給食会計予算について（答申）
- 第 8 第 6 号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）について
- 第 9 第 7 号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 10 その他報告事項
 - （1）平成 29 年度東大和市予算概要（抜粋）について
 - （2）平成 28 年度小・中学校卒業式告辞（案）及び平成 29 年度小・中学校入学式告辞（案）について
 - （3）コミュニティ・スクールについて
 - （4）東大和市立中央図書館会議室の自習室開放（試行）について
 - （5）東大和市立図書館利用者アンケート調査の結果について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから平成29年第2回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、武石委員にお願いいたします。

ここで、傍聴の方がいらっしゃるようですので、傍聴の許可についてお諮りをいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認めまして、傍聴を許可いたします。

また、本日の会議の進め方につきましてもお諮りいたします。

日程の第3、第1号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきましては、人事案件でございますので、会議の非公開についてお諮りする予定でございますが、議事のスムーズな進行のため、第1号報告を日程の最後、その他報告事項の後に変更することについて、提案いたします。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように会議を進行いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

傍聴の方は、ここからですか。

それでは、続けます。

教育長諸務報告でございます。

平成29年1月30日から平成29年2月17日までの報告でございます。

1月30日、月曜日、七市教育長会に出席をいたしました。

1月31日、火曜日、定例校長会に出席をいたしました。

2月1日、水曜日、小学校教育研究会研究発表会で挨拶をさせていただきました。

た。同じく、東大和市青少年問題協議会に出席をいたしました。

2月3日、金曜日、第八小学校の研究発表会を視察いたしました。

2月4日、土曜日、東大和市文化協会の祭典で挨拶をさせていただきました。

2月5日、日曜日、平成28年度第8回中学生東京駅伝大会を視察いたしました。

2月7日、火曜日、教育委員懇談会に出席をいたしました。

2月8日、水曜日、東京都市教育長会幹事会及び定例会に出席をいたしました。

2月9日、木曜日、平成28年度東京都教育委員会職員表彰式に出席をいたしました。表彰式には、本年度は第五中学校が団体表彰で、都内表彰2校のうちの1校に推薦され、生活指導の確立について高く評価されました。また、同じ第五中学校の美術の担当の主幹教諭、未至磨明弘先生が、中学校の教員の部門で12人の中の1人として、日ごろの美術指導について評価を受け、表彰されました。

2月11日、土曜日、第50回東大和市柔道大会で挨拶をいたしました。

2月14日、火曜日、東京都市町村教育委員会連合会研修会に出席をいたしました。

2月15日、水曜日、第五中学校の教育課題研究指定校発表会で挨拶をいたしました。

2月17日、金曜日、校長会役員会に出席、午後から北多摩北地区公立中学校長会で挨拶をさせていただきました。

以上でございます。

教育長諸務報告を終わります。

この点について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 それでは、次に進ませていただきます。

日程第3、第1号報告につきましては、先ほど日程を変更する旨でご承認いただきましたので、日程第4へ移らせていただきます。

◎日程第4 第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長　ただいま議題となりました第2号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月1日付で予定しております組織改正に伴いまして、課の名称の変更、係の移管、事務分掌の変更をする必要が生じたことから、関連いたします東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

それでは、議案の資料をご覧ください。

2ページ、めくっていただきまして、ページの右の真ん中あたり、ページが振ってあります新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきます。

網かけの部分が今回改正を行う箇所、左側が現行の条文、右側が改正後の案文であります。

まず、第1条は、2行目に、何々に規定するものの次に、「その他別に定めるもの」を加えるものであります。

続いて、第2条は、「室（以下「課等」という。）並びに」と「及びセンター（以下「係等」という。）」を削るものであります。

2ページをお開きください。

「学校教育課」の名称を「教育総務課」に、「指導室」の名称を「教育指導課」に変更するものであります。あわせて、学校教育課の「特別支援教育係」を教育指導課へ移管するものであります。また、新学校給食センターの新設に伴いまして、給食課の事務を見直したことにより、「給食課」並びに「第一給食センター」及び「第二給食センター」を削るものであります。

第2項は、それぞれの教育機関を所管する部または課を規定するものであります。新学校給食センターの新設に伴いまして、第2項中、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、新たに第1号として、東大和市学校給食センターを学校教育部が所管する旨、加えるものでございます。

第3項は、指導室の名称変更に伴うものであります。

3ページをお開きください。

第4条は、指導室の名称変更に伴うもので、「及び室に室長」を削るものであります。

第5条は、「及びセンターにセンター長」を削るものであります。

第6条は、「係等」を「係」に改めるものであります。

第8条第3項は、「（室長を含む。以下同じ。）」を削り、第4項中、「（センター長を含む。以下同じ。）」を削るものであります。

4ページをお開きください。

第9条は、第1項中の「課等」を「課」に、「係等」を「係」に改め、同項の表の中で「学校教育課」とある部分を「教育総務課」に改めるものであります。

5ページをお開きください。

庶務系の項中、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、あわせて第13号を第14号とした上で、第12号の次に新たに第13号として、「審査請求に関すること。」を加えております。これは実態に合わせた改正であります。

特別支援教育係は、先ほどご説明申し上げましたように、教育指導課へ移管することに伴い、ここからは削るものであります。

6ページをお開きください。

給食課は、新学校給食センターの新設に伴い、給食課の事務を見直し、この規則とは別に処務規則を別途設けるものとし、この規則からは全て削るものであります。

7ページをお開きください。

「指導室」を「教育指導課」に改めるものであります。

指導系の項中、第12号中の「室内」を「課内」に改めるものであります。

8ページをお開きください。

係を移管することに伴い、特別支援教育係を教育指導課へ加えるものであります。

9ページをお開きください。

第10条は、「係等」を「係」に改めるものであります。

同様に、第11条、そして10ページから12ページにかけての別表は、「課等」及び「係等」などの文言整理を行うものであります。

最後に、附則でございますが、この規則の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 係の移管ということですのでけれども、今まで学校教育課にあった特別支援教育係が指導室へ移りますが、このことで大きく変わることはありますか。

○真如教育長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 部の中における係の移管という形にはなりますが、これまで以上にさまざまな相談などの機能が集約され、また関係機関、さわやか相談室、サポートルーム、教育センターなど、さまざまありますけれども、そういうものとの機能の連携が図られて、教育の充実に資すると考えております。

以上でございます。

○真如教育長 ほかに何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、ないようですので質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認いたします。

◎日程第5 第3号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第5、第3号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成29年4月1日に稼働いたします新学校給食センターの新設に伴い、給食センター内での給食の調理について、民間委託することによる改正であります。

第5条は、職務名を規定するものでございますが、第4号の中から「給食調理」を削るものであります。

附則につきましては、この規則の施行日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第3号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について、本件を承認いたします。

◎日程第6 第4号議案 東大和市学校給食センター処務規則

○真如教育長 日程第6、第4号議案 東大和市学校給食センター処務規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 ただいま議題となりました第4号議案 東大和市学校給食センター処務規則につきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

平成28年第3回市議会定例会におきまして、東大和市学校給食センター設置条例の一部を改正いたしました。給食センターに事務職員、その他、必要な職員を置く旨を定めたものであります。このことに伴い、給食センターの事務を処理するために必要な事項を定める東大和市学校給食センター処務規則の制定をご提案申し上げます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、趣旨であります。この規則の趣旨は、東大和市学校給食センターの組織、事務分掌、職員等について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、課及び係の設置の規定であります。給食センターに給食課を置き、そこに給食係を置くものであります。

第3条は、事務分掌であります。従前は、東大和市教育委員会事務局処務規則におきまして、給食課、給食係、第一給食センター及び第二給食センターの事務分掌とされていたものにつきまして、平成29年4月以降の運用に合わせて整理し、事務分掌を定めるものであります。

第4条は、職員の規定であります。給食課に課長、係長及び必要な職員を置くものであります。

第5条から第8条までは、東大和市教育委員会事務局処務規則との整合性を図っております。

この中で、第5条は職責の規定でありまして、課長、係長及び職員の職責をそれぞれ定めるものであります。

第6条は専決事案の規定であり、課長及び係長の専決事案を定めるものであります。

第7条は事案の代決の規定であり、課長が不在のときの事案の代決を定めたものであります。

第8条は服務、文書の管理等の規定であります。給食センターの職員の服務、文書の管理等につきましては、東大和市教育委員会事務局処務規則の規定の例によるものとしてあります。

第9条は、委任の規定で、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得た上で課長が別に定めるとしてあります。

最後に、附則につきましては、この規則の施行日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第4号議案 東大和市学校給食センター処務規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 真如教育長 ご異議なしと認め、第4号議案 東大和市学校給食センター処務規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第5号議案 平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について(答申)

- 真如教育長 日程第7、第5号議案 平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について(答申)について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

- 阿部学校教育部長 ただいま議題となりました第5号議案 平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について(答申)につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づきまして、平成29年2月21日付で、教育委員会から東大和市学校給食センター運営委員会に対して諮問し、同日付で答申を得たものでございます。

資料にございますように、答申の内容は事業計画及び予算ともに、諮問のとおりの内容となっておりますことを、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

- 真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第5号議案 平成29年度東大和市学校給食事業計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について(答申)について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 真如教育長 ご異議なしと認め、第5号議案 平成29年度東大和市学校給食事業

計画及び平成29年度東大和市学校給食会計予算について（答申）について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第6号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画
（案）について

○真如教育長 日程第8、第6号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、ただいま議題となりました第6号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画につきましては、東大和市生涯学習推進計画審議会条例に基づきまして、平成27年11月19日、生涯学習推進計画審議会を立ち上げまして、東大和市長からの諮問により、東大和市生涯学習推進計画及び国のスポーツ基本法でうたう地方スポーツ推進計画に関する事項につきまして、13回の審議を重ねてまいりました。そして、平成29年1月25日に審議会から市長に対して答申をいただいたところであります。

この計画のうち、地方スポーツ推進計画に関する事項につきましては、国のスポーツ基本計画を参酌し、教育委員会が定めることとされておりますので、本日もご提案をさせていただくものであります。

時間の都合もございますので、本日は東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）の概要版に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

1 ページをお開きください。

1. 生涯学習・生涯スポーツの現代的意義では、主に4つの内容を記載しておりますが、本計画の大きな特徴といたしまして、3点目にごございますユネスコで2015年に採択をされました「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」及び1985年に採択をされました学習権宣言を、本計画の根底にある考え方とうたってございます。

次に、2. 生涯学習・生涯スポーツ推進計画の意義と役割についてでございます。

すが、こちらについても4つの内容を記載してございます。2点目には、市の第二次基本構想の基本施策の一つであります「豊かな人間性と文化をはぐくむまち」の構築に向けまして、本計画の策定により、市民のあいだに生涯学習・生涯スポーツに関わる目標や方法が共有され、活動の更なる活性化が促進されることをうたったところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

3の計画の性格でございますが、こちらは基本的には全計画を踏襲しておりますが、一番下のエでございますが、こちらで、本計画は、平成23年6月に成立をいたしました国のスポーツ基本法第10条でうたう地方スポーツ推進計画の内容を包含する性格であることを記載いたしました。本計画が、当市のスポーツ推進のための基本的な指針としての性格を有することを明確にしたものであります。

次に、4の計画の期間でございますが、本計画は、これまでの第一次、また第二次の生涯学習推進計画同様に、平成29年度からの10年間の期間を設定いたしました。このたび、前計画にはありませんでした中間年度の平成33年度に見直すことを明記いたしました。これは後ほどご説明いたしますが、施策の体系を第四次基本計画に沿ったものに改めましたことから、この改定に合わせ見直しを行うものであります。

3ページをご覧くださいと存じます。

5の基本理念であります。先ほど申し上げましたとおり、本計画は生涯学習だけでなく、生涯スポーツの推進計画の要素を含む内容となっておりますので、上位計画であります第二次基本構想の中で、5つの基本目標の1つに挙げられております「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」を基本理念といたしました。

次に、6. 施策の方向でございますが、こちらにつきましても第四次基本計画を念頭に、その体系に合わせ施策の方向、目指す姿を記載いたしました。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

7. 推進方針であります。今申し上げましたとおり、本計画は上位計画であります第四次基本計画の体系に合わせまして、第二次生涯学習推進計画の主な事業の組み替えを行っております。また本計画は地方スポーツ推進計画の内容を包含する性格でありますことから、推進方針につきましても生涯学習及び生涯スポーツの分野に分けて設定をいたしました。

5ページをご覧くださいと存じます。

8の施策の体系でございます。基本理念、施策の方向、基本方針につきましては、基本的に第四次基本計画の体系を踏襲したものとなっております。

また、この概要版には記載がございませんが、基本方針のもとに第二次生涯学習推進計画に記載をされておりました79の事業につきまして検証を重ね、新たに154の事業に再編をいたしましたので、こちらの概要版の後についております本編のほうで、後ほどご覧いただきたいと存じます。

大変雑駁ではございますが、説明に代えさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第6号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第6号議案 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画（案）について、本件を承認いたします。

◎日程第9 第7号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

○真如教育長 日程第9、第7号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第7号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

市内の体育施設等を管理しております指定管理者では、平成29年4月より体育施設等の貸切利用の予約につきまして、インターネットを利用して申込みができる仕組みを導入することで、今準備を進めているところでございます。そのため、

東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する必要が生じたことから、このたびご提案をさせていただくものであります。

内容につきましては、主な改正点を中心にご説明を申し上げます。

本日、お手元にご配付させていただいておりますA4の横判ですね、新旧対照表をご覧くださいながら、ご説明させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、ご説明に入ります。

A4、横の下のところにページが振ってありますが、1/7というのが、7枚ありまして、その1ページ目ということになりますが、2枚目、2ページ目をご覧くださいと思います。

こちら、見方ですが、左半分が現行ですね、現在の状況、そして右半分が改正後ということでご覧をいただきたいと思っております。

初めに、第3項であります。左側の「3」とあるところがございます。ここは、第3条の3項ということになりますが、第3条は貸切利用の申請及び承認の規定のことがございます。網かけがありまして、ちょっと薄くなって恐縮でございますが、網かけの部分で、「第6条の規定による貸切利用の」となっておりますが、こちらを右側、「第6条第1項に規定する抽選による予約若しくは第6条の2第1項に規定する抽選によらない」というふうに変更をするものでございます。このことで、インターネットを利用した抽選に関するものを、新たに加えるものであります。

少し説明をさせていただきますが、体育施設等の貸切利用につきましては、これまで利用月の前々月ですね、前々月の15日から25日までに申請をいただいた方を対象に抽選を行って利用者を決定してきております。そして、抽選後に空きがある施設につきましては、前月の5日から先着順で利用者を決定してしております。これまでのルールを踏まえつつ、このたびインターネットでの予約を可能とするため、条文を整理したものでございます。

次に、4/7、4ページをお開きいただきたいと思っております。

続きまして、第6条でございます。

第6条は、まず見出しを変更しております。「貸切利用の予約」という文言から「抽選による貸切利用の予約」というふうに変更しました。

この第6条の最後の下3行、網かけになっておりますが、こちらについては、

これまで書面による申込みについてもしてきておりますことから、こちらの内容について明記をしたものでございます。一番下の2項ですね、一番下の第2項から次のページにわたります、第3項、第4項、こちらの内容につきまして、インターネットを利用し体育施設等の抽選による予約の申込みができる仕組み、そしてルールを定めました。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。次のページです。

第6条の2といたしましては、抽選によらない貸切利用の予約について、規定をいたしました。ここでは、先ほど申し上げましたとおり、抽選後に空きがある施設につきましては、前月の5日から先着順で利用者を決定してまいりましたが、あくまでも窓口申請に来た方を優先させるという意味から、インターネットによる予約につきましては、時間差を設けて前月の8日から利用日の7日前までの期間において受付をするというふうに、新たに定めたものでございます。

この項に関する詳細につきましては、この議案書のほうの別表がありますが、そちらの別表第2の備考7のほうに詳細を規定しておりますので、後ほどご覧いただければありがたいと思います。

その下の第2項では、利用の申請手続を予約日から7日以内に行わない場合は、予約が失効することを定めました。

最後に、7ページでございます。

右側に第6条の3とございますが、こちらは予約の取消しの通知の規定でございます。

第1項では、施設の予約をした者が利用申請書を提出しないときの手続につきまして定めまして、また第2項では、施設の予約をした者が、指定管理者に連絡なく予約を取り消した場合のペナルティーについて定めたものでございます。

議案のほうの添付にございます別表2につきましては、ただいまご説明を申し上げました規則の改正内容を利用者ごと、また施設名称ごとに区分けをし、一覧として表記しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、附則でございますが、この規則は平成29年4月1日から施行することを定めております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

これまで東大和市体育施設等を借りる場合は、市民体育館まで行って申込むわけだったのですね。それがインターネットを使えるようになって、直接出向かなくても抽選に参加できるということでもいいですか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 先ほど部長のほうで説明しましたが、市民体育館、桜が丘市民広場、上仲原公園野球場・テニスコートにつきましては、前々月の15日から25日の間に、市民体育館のポストに借りたい場所を書いて投函します。それについて、抽選会をやりまして当選者を決定するという仕組みでしたが、そのポストに投函するのを、わざわざ行かなくても、インターネットで自分の予約をしたいところに入れまして、それも一緒に抽選をさせていただきます。そこで当選者を決定して、翌月、余っていれば、前月の5日から直接、体育館等でお申込みいただいて、それでも空いている場合は、8日からは、市内でのご利用の方はインターネットでの予約ができて、市外の方は10日からインターネットでの予約ができると、そういうふうな仕組みでございます。

以上でございます。

○真如教育長 わかりました。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今、課長が申しあげましたとおり、ここで少し市民の方々には、便利になっていくという理解でございます。この内容については、なかなか一度ではわかりにくい部分もございますので、市民の皆様にはきちんと丁寧にご説明なりしていきまして、支障なくスムーズにサービスが始まるよう努めてまいります。

以上です。

○真如教育長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第7号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第7号議案 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第10 その他報告事項

○真如教育長 日程第10、その他報告事項を行います。

報告事項1番、平成29年度東大和市予算概要（抜粋）について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 それでは、その他報告の1、資料のほうをご覧ください。

本資料は、去る2月14日にプレス発表をされました平成29年度の東大和市予算概要の中から、教育費関係を抜粋しまして、ページ番号を振り直したものでございます。

最初のほうから予算編成の方針、平成29年度の優先施策、また歳出予算の主な内容と、その後10款の教育費、主な事業を掲載しているという構成になっております。

なお、平成29年度当初予算につきましては、明日から開会をされます平成29年第1回市議会定例会において審議、議決が予定をされておりますので、詳細につきましては次回の教育委員会の中で、改めて報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○真如教育長 ないようですので、質疑を終了いたします。

報告事項2、平成28年度小・中学校卒業式告辞（案）及び平成29年度小・中学校入学式告辞（案）について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 平成28年度東大和市立小学校・中学校卒業式の告辞（案）について、まずご説明をさせていただきます。

2月7日に行われました教育委員懇談会におきまして、委員の皆様からご提案をさせていただいた告辞（案）についてご意見をいただきました。そこから検討し、変更点等をお話しをさせていただきたいと思っております。

まず、平成28年度東大和市立小学校卒業式告辞（案）でございます。

この２段落目の２行目、以前は「オリンピック・パラリンピック大会」というような表記を示しておりましたが、今回の告辞（案）の内容につきましては、パラリンピック大会のものではなく、オリンピック大会のものである、のみであるということをもう一度検討いたしまして、ＪＯＣのホームページ等で確認をし、「第31回オリンピック競技大会」という、そのような名称を使わせていただくことに、こちらを変更させていただきました。

また、小学校・中学校共通で、ご意見いただきました、一番最後になります、「結びに、」のところに、「ご来賓の皆様、地域の皆様」の後に、「皆様方」という言葉を入れたほうがよいのではないかとのご指摘などもいただきましたが、いろいろと辞書等も使いまして調べましたが、「方」という言い方が敬称で用いられるときがあるので、重ねてしまうということもありますので、今回は「皆様」という言い方で統一をさせていただきました。

卒業式については以上でございます。

なお、入学式の告辞（案）、小学校と、それから中学校の入学式の告辞（案）につきましては、本日お示しをさせていただいております。このことにつきましてより改正したほうがいい、またはご意見等ございます場合には、統括指導主事までご連絡をいただければありがたいと存じます。

なお、この入学式の告辞（案）の最終版、ご意見いただいたものを、また改善して3月の教育委員会定例会にて、ご報告をさせていただく予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

懇談会で一度説明があったのですよね。

○小板橋統括指導主事 卒業式の告辞（案）につきましては、懇談会のときにご意見をいただいております。

以上でございます。

○真如教育長 では、そのときいただいた内容について、ご意見などについては反映させていただいたということですね。

○小板橋統括指導主事 はい、そのとおりです。卒業式につきましては、ここで決定させていただければと思います。

○真如教育長 わかりました。

それでは、卒業式については、この告辞でよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、質疑を終了いたします。

報告事項の3、コミュニティ・スクールについて、本件の報告をお願ひいたします。

指導室長。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 それでは、コミュニティ・スクールについてご報告をいたします。

これまで教育委員懇談会で、2回ほどコミュニティ・スクールについてお話をさせていただきました。コミュニティ・スクールの意義について、それから今後の東大和市におけるコミュニティ・スクールの設置の方向についてをお話ししてきましたけれども、今日、資料のほう、その他報告（3）のところでお示しをしている内容について、見ながらお話しをしていただければと思ひますが、次年度はコミュニティ・スクール開設に向けての準備の時期とさせていただきたいと思ひておりまして、対象の学校は小学校1校をとひうお話しをさせていただいておりましたが、具体的に第九小学校を現在考えております。

この資料、1枚目と2枚目につきましては、第九小学校の校長が地域の方々と一緒に今、行つております学校運営連絡協議会の中で、もう既にこんな方向でとひうことで、コミュニティ・スクールとひうわけではございませんけれども、地域とともにある学校づくりを目指していきたいとひうことで出している資料でございます。

上段に書かれています表につきましては、これまでの24年度から28年度まで、今年度までの流れ、そして下段のほうに地域とともにある学校づくりとひうものが、平成29年度以降、このような考え方でいきたいとひうことが、図にあらわして書いてあるものでございます。

2枚目をご覧くださいますと、それがわかりやすく図になっておりますが、上段のほうがこれまでの取組でございます。下段のほうが今後、29年度以降、準備期間を経て、平成30年度からコミュニティ・スクールとして取り組んでいきたいとひう内容が示されております。「Qカフェ」と呼ばれている九小独自の名称でございますが「熟議」、そしてさまざまマネジメントを実行しながら、そして

「Qプロ」という「協働」、実際に動く部隊ですね、これをサイクルとして、さまざま地域の方々、この周りの活動を支えていくそれぞれの活動がありますということが、ここの図から読み取れるかと思います。

また、こちらについては決まったものではございません。校長の構想で、このようなことで進めていきたいというような計画もあるというようなことを示しているものでございます。

また、順次、この教育委員会中でも、コミュニティ・スクールについて取り組み、準備状況等はお知らせをしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 要望として聞いていただければと思います。

私も今ちょっと、2校とも今年の3月で終わるのですけれども、多摩地区と、それから23区のほうで1校ずつ、このCSの委員を引き受けてやっていますけれども、片方は毎回、教育委員会の方がどなたか来てくださって、全国のいろいろな情報をいただける。まだ、立ち上がったばかりのところというのは、本当に委員自身がどうやっていいのかもわからないのです。そのときに、教育委員会の方が、東京都全体の他地区の様子だとか、それから文部科学省のそういう全国情報とかをいただくと非常にわかりやすいですし、それから同じ同区内と市内の情報もやはり伝わってきます。そういうことによって委員が、やはり自分たちのやるべきことをしっかり理解できるので、できれば教育委員会の担当部局の方が、その委員会のあるときに、開催のあるときに、毎回でなくてもいいので、出ていただけるほうがいいかなと思います。片方は全く来ないです。そうすると、やはり委員でも何をやればいいのかというのは、いつも迷うところなんで、そんなところもちょっと計画している中で、検討いただくとありがたいかなと思いました。

以上です。

○真如教育長 指導室長、何かありますか。

○岡田学校教育部参事兼指導室長 このコミュニティ・スクールにつきましては、東大和市版と言うのでしょうか、文科省や東京都が進めていくようなことをもとにしながら、東大和市でできるものとして行っていきたいと思っております。学

校だけではなくて、教育委員会、または市長部局との連携も必要であるということから、私たちもこのコミュニティ・スクールの準備、また進めていく上でかかわっていきたいと思っております。

以上でございます。

○真如教育長 国の方針としても、どんどん広げていこうという、そういう考えですから。何とか取組を頑張ってください、東大和市でも広げていきたいと思っていますところでは。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ質疑を終了いたします。

報告事項4、東大和市立中央図書館会議室の自習室開放（試行）について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告の資料（4）をご覧ください。

中央図書館会議室の自習室の開放（試行）についての報告となります。

平成28年12月1日から平成29年1月31日までの図書館の休館日を除く土曜日、日曜日及び児童・生徒の冬休みの期間、延べ19日間になりますが、こちらにおいて試行してまいりました。中央図書館の自習室としての開放の報告ということになります。

延べの利用者ですが、62人で1日当たり平均3人となっております。

今回は、市報、ホームページ、各学校へのポスターの配布をしております。それに加えまして、SNSによりまして配信を行いました。夏休みの期間中に比べまして、利用率が少ない状況になりましたが、少ないという結果となっております。

ただし、引き続きまして児童・生徒の長期休業期間等につきましては、しばらくの間、試行という形で継続していきたいと考えております。次の春休みの期間中につきましても、実施していく予定としております。

雑駁ですが、報告については以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それではないようですので、質疑を終了いたします。

報告事項5、東大和市立図書館利用者アンケート調査の結果について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告の資料（5）をご覧いただきたいと思っております。

東大和市立図書館利用者アンケート調査の結果報告でございます。

現在、市立図書館のうち、地区図書館の2館につきましては、開館日及び開館時間等の見直しを検討しており、あわせて指定管理者制度の導入についても検討しているところであります。その検討資料とするために、昨年12月に実施いたしました利用者アンケートの概要がまとまりましたので、ご報告させていただくものであります。

順にご説明してまいります。

1の調査期間ですが、平成28年12月3日、土曜日から12月9日の金曜日までの1週間です。

2番の調査対象者ですが、こちらはおおむね高校生以上にアンケート用紙を配布いたしました。なお、用紙の配布につきましては、図書館3館ございますが、どこの館で配布したか、用紙がわかるように、例えば中央図書館用などの区分をあらかじめ用紙に記載いたしまして配布をしております。

3番目の調査の方法ですが、こちらは市立図書館3館全館で、入り口付近におきまして担当者による来館者への直接手渡しによる配布を行いました。当日、回収箱に入れられずにお持ち帰りになられた方につきましては、12月14日までにブックポスト等で回収することといたしました。

それから、4番の回答者数ですが、こちらは2,179枚となっております。

それから、5の集計結果です。

問1の図書館の主な利用目的についてですが、こちらにつきましては3館全てで図書・CD等の貸出が72から74%ということで一番多く、新聞・雑誌等の閲覧が約20%前後ということになってございます。

次に、2ページになりますが、問2のサービスで重要であるということ。こちらにつきましては、2つまでの回答ということでお願いしてございまして、全館ともに一体化した資料の収集・保存が約45%、資料の相談・取り寄せといったことが

26から30%と、大体同じような傾向が出ております。

それから、3ページの問3ですね。市が直営で実施すべきもの。こちらも2つ選んでいただいておりますが、資料の収集・保存についてが、地区館においては46から47%、中央館につきましては少し割合が高くなっておりまして53%となっております。それから、地域と連携した児童サービスについてですが、こちらにつきまして地区館は22%、中央館につきましては26%と、地区館と中央館の結果が、少し違いが出てきているような状況が見受けられました。それから、レファレンスについてですが、桜が丘は9%というのに対して、清原図書館は2%と、地区館2館における比較においては初めて極端に違う……

○村上社会教育課長 4%だよ、清原は。中央が2%。

○当摩中央図書館長 すみません。4%ですね。

地区館の比較においては、清原が4%と、地区館2館においては初めてですけども、違いの出る結果が見受けられました。

次に4ページの問4についてですが、こちらは桜が丘図書館を利用されている方ということで、館別の利用者からのご意見となります。

桜が丘図書館を利用されている方につきましては、やはり桜が丘図書館への意識が高くて、今までどおりを希望する方が151人ありましたが、夜間開館を望む方も126人とありまして、祝日開館ですとか平日の開館日の増を求める方よりも、夜間開館を望まれる方のほうが多い結果となっております。

一方、清原図書館の利用者の方からは、恐らく利用する機会が少ないということもあると思いますが、回答数が少ないというような状況でありました。

今度、5ページですが、5ページにつきましては主に清原図書館を利用されている方のアンケートということになりまして、桜が丘図書館の利用者につきましては、やはり清原の図書館を利用される方が少ないせいか、ご希望等は少ない状況があります。

それから、清原図書館の利用者の方は、平日の開館の希望が一番多くて、夜間開館の希望が少ない状況になっております。

それから、6ページの問5の地区館を利用したい日についての設問ですが、こちらは全館とも日曜日、土曜日が多くて、続いて祝日、平日の順となっております。平日の中における順位につきましてはまちまちのような状況です。

次の7ページを見ていただきたいのですが、こちらの開館時間を平日の午後7

時までと、こういう設定の中でご希望をお尋ねしたところ、3館全てで金曜日が40%前後、それから次が水曜日が20%前後と、同じような結果が見られております。

それから、次の8ページの間7ですが、こちら利用者の年齢をお尋ねしたところ、3館、全館とも同じような傾向が出ておりまして、60歳代、40歳代の方が多くて、次が70歳代の方というような結果が出ております。

それから、次のページの間8ですね。こちらお住まいについてお尋ねしております。地区館については、それぞれお近くの図書館でのご利用の方が最も多くて、特に桜が丘図書館ではその傾向が顕著に出ております。あと一方、他市からのご利用もかなりあるということがうかがえます。

それから、最後に間9の自由意見ということになります。こちら、記述式で回答していただいているため、事務局のほうで大きなくくりで捉えさせていただいております。

桜が丘図書館のほうでは、開館時間の延長と開館日を増やすと、こちらの意見がほぼ同数ということでしたが、清原図書館のほうでは、開館日を増やすというのが29件ということで、一番多い意見となっております。

あと指定管理者制度に対するご意見ということですが、こちらは回答していただいた方の8%から12%、館別で数値が少しづれるのですが、こちらの方々が記載をさせていただいております。

また、今回の開館日、開館時間以外のその他のご意見というようなことも多数いただいております。例えば自習室の設置ですとか古い図書の更新、あるいはDVDの取り扱い等を希望されるというご意見も多くありました。一応、全てのご意見を添付させていただいておりますが、個別の表現につきましては一部修正をさせていただいているところもございます。今後は、このアンケート調査結果等を参考にいたしまして、東大和市の実情に合った地区図書館の開館日及び開館時間等について、東大和市図書館協議会からのご意見等も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○真如教育長 ありがとうございます。

報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、なければ質疑を終了いたします。

細かくアンケート調査の結果、まとめていただきましてありがとうございます。
また、後でゆっくりと読ませていただきます。

それでは、これでその他報告事項を終了いたします。

◎非公開会議の宣告

○真如教育長 ここで、会議の非公開についてお諮りいたします。

日程第3、第1号報告 事務の臨時代理の承認については、人事案件であることから会議を非公開としたいと思っておりますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○真如教育長 賛成者多数によりまして、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取り扱いにつきましてお諮りいたします。
本案の会議録及び会議資料につきましても非公開といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで、関係者以外の退場を求めます。

なお、この案件をもちまして、本日の議事日程は全て終了となります。どうかよろしく願いいたします。

(該当者退場)

(この間非公開)

ここで、会議の非公開を解きます。

退場者の入場を認めます。

(該当者入場)

◎閉会の辞

○真如教育長 それでは、これをもちまして平成29年第2回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時08分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 武石 修一郎